



2022年5月23日

各 位

会社名 株式会社丸和運輸機関
代表者名 代表取締役社長 和佐見 勝
(コード番号: 9090 東証プライム市場)
問合せ先 取締役常務執行役員総務統括本部長
河田 和美
(TEL 048-991-1000)

商号変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月27日開催予定の当社第49回定時株主総会（以下、「本総会」という）に、商号の変更等を目的とした定款一部変更議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 商号の変更

1. 変更の理由

当社は、2022年4月22日付「純粋持株会社体制への移行に伴う分割準備会社の設立及び吸収分割契約の締結に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、本総会にて関連議案が承認されること及び必要に応じ関係官公庁の許認可が得られることを条件とし、2022年10月1日（予定）を効力発生日として、当社が営む物流事業及びそれに付帯する一切の事業を吸収分割（以下、「本件吸収分割」という）により当社の完全子会社である丸和運輸機関分割準備株式会社（2022年10月1日をもって株式会社丸和運輸機関に商号変更予定）へ承継させ、当社は純粋持株会社体制へ移行いたします。これに伴い、当社の商号を変更するものであります。

本商号の変更は、本総会において本件吸収分割にかかる吸収分割契約の承認を目的とする議案が原案どおり承認可決されること、当該決議に基づく本件吸収分割の効力が生ずること、及び本総会において下記2. の定款の一部変更にかかる議案が原案どおり承認可決されることを条件として、本件吸収分割の効力発生日（2022年10月1日（予定））と同日に実施する予定です。

2. 新商号（英文表記）

AZ-COM丸和ホールディングス株式会社（英文表記 AZ-COM MARUWA Holdings Inc.）

3. 変更予定日

2022年10月1日（予定）

II. 定款の一部変更

1. 変更の理由

- (1) 上記のとおり、本総会に付議いたします「吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決されること及び必要に応じ関係官公庁の許認可が得られることを条件とし、2022年10月1日（予定）を効力発生日として、当社は純粋持株会社体制に移行いたします。これに伴い、当社の商号の変更（定款第1条）を行うとともに、事業目的の修正（定款第2条）を行い、効力発生日等に関する附則を設けます。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、変更案第14条（電子提供措置等）を新設するとともに、不要となる現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除を行います。なお、当該規定の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けます。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社丸和運輸機関</u> と称し、英文では、 <u>MARUWA UNYU KIKAN CO., LTD.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>AZ-COM丸和ホールディングス株式会社</u> と称し、英文では、 <u>AZ-COM MARUWA Holdings Inc.</u> と表示する。
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営むこと、 <u>並びに該当各号に掲げる事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配又は管理することを目的とする。</u>
1. ～24. (条文省略)	1. ～24. (現行どおり)
(新設) (新設) 25. 前各号に附帯する一切の事業	25. <u>物品の販売及び輸入並びにそれらの代理及び仲介</u> 26. <u>通関業</u> 27. 前各号に附帯する一切の事業
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

現行定款	変更案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u> <u>第 14 条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新 設)	<p><u>(附則)</u> <u>(持株会社に関する経過措置)</u> <u>第 1 条</u> 定款第 1 条(商号)及び第 2 条(目的)の変更は、当社が丸和運輸機関分割準備株式会社との間で締結した 2022 年 4 月 22 日付け吸収分割契約に基づく吸収分割の効力が発生することを停止条件として、当該吸収分割の効力発生日(2022 年 10 月 1 日(予定))から効力を生ずるものとする。 <u>2</u> 本条の規定は、前項の定めに基づき変更の効力が生じた日後にこれを削除する。</p>
(新 設)	<p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> <u>第 2 条</u> 現行定款第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第 14 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下、「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 <u>2</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 <u>3</u> 本条の規定は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会	2022年 6 月 27 日 (予定)
吸収分割契約承認定時株主総会	2022年 6 月 27 日 (予定)
定款変更の効力発生日 (上記 1. (2) に関する変更)	2022年 9 月 1 日 (予定)
定款変更の効力発生日 (上記 1. (1) に関する変更)	2022年 10 月 1 日 (予定)
吸収分割の効力発生日	2022年 10 月 1 日 (予定)

以 上